

# 逗子市予約システム利用登録のご案内

【逗子市立体育館 第一運動公園有料運動施設 池子の森自然公園有料運動施設】

## 1 登録区分

### ◎ 認定団体

10名以上の団体で、かつ、7割以上を市内に在住、在勤又は在学する者で構成されている登録した団体（20歳以上の責任者を含む）

### ◎ 個人登録

認定団体の規定に該当しない方

## 2 提出書類

認定団体 ● 逗子市予約システム利用登録申請書  
● 会員名簿（氏名・住所 ※在勤、在学の場合は勤務先名等の情報が必要です。）  
● サークル活動内容を公開したい方は、A4用紙（形式は自由）にて、ご提出ください。逗子アリーナ受付にて情報を公開いたします。

個人登録 ● 逗子市予約システム利用登録申請書

## 3 登録有効期限 認定団体 … 毎年3月31日まで

個人登録 … 5年間

## 4 提出場所 逗子市立体育館（逗子アリーナ）受付・池子の森自然公園管理事務所

※月曜休館日（ただし、この日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は開館）

## 5 申請時に持参するもの

- 2の書類
- 運転免許証、パスポート、学生証などの写真付きの公的証明書1点、または健康保険証、社員証、年金手帳など2点の組み合わせの提示が必要となります。

## 6 注意事項

1. 利用者番号は、同一人、同一団体が複数取得することはできません。また、同一種目の認定団体に複数所属することはできません。
2. 施設利用の申込みをされる方が、集团的又は常習的に暴力その他の不法行為を行うおそれがある組織の利益になると思われるときは、神奈川県警察の意見を聴くことがあります。